

札幌市建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出等に関する要綱

平成29年4月1日制定

令和元年12月4日改定

令和4年4月1日改定

令和6年4月1日改定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の届出等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における届出等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出
- (2) 法第20条第2項又は法附則第3条第8項の規定による通知
- (3) 法第12条第1項又は第2項の規定により提出される建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分）
- (4) 法第13条第2項又は第3項の規定により通知される建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分）
- (5) 法第15条第3項の規定により送付される建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分）

(届出等の添付図書)

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第12条第1項のその他所管行政庁が必要と認める図書は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委任状（代理者によって届出を行う場合に限る。）
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イに規定する基準又は同項第1号若しくは同項第2号ロに規定する基準いずれかのみ適合する建築物である旨の評価書の写し（当該評価を受けた場合に限る。）
- (3) 当該建築物の検査済証の写し又は検査済証が発行されていることの証明書の写し（法附則第3条の適用のある場合又は基準省令附則第3条若しくは同附則第4条の適用のある場合に限る。）

2 前項(2)の図書を添付した場合、施行規則第12条第1項に規定する図書のうち、次の各号に掲げるもの（前項(2)の評価に用いたものに限る。）の添付を要しない。ただし、市長が必要と認めて指示した図書についてはこの限りではない。

- (1) 仕様書（仕上げ表を含む。）

- (2) 各部詳細図
- (3) 各種計算書
- (4) (ろ) 項に掲げる図書
- (5) (は) 項に掲げる図書

(届出等の受理・確認返却)

第4条 市長は届出等を受理した場合は、受付印を押し内容を確認する。確認後、副本を返却する。

(指示)

第5条 法第19条第2項の規定又は法附則第3条第3項の規定による指示は、指示書(様式第1号)により行うものとする。

2 第1項の指示を受けた者は法第21条第1項又は法附則第3条第10項に基づき、報告書(様式第2号)により、報告することとする。

第6条 法第16条第1項の規定による指示は、指示書(様式第3号)により行うものとする。

2 第1項の指示を受けた者は法第17条第1項に基づき、報告書(様式第2号)により、報告することとする。

(命令)

第7条 法第19条第3項又は法附則第3条第4項の規定による命令は、命令書(様式第4号)により行うものとする。

2 命令を行おうとする場合には、弁明の機会付与通知書(様式第5号)により弁明の機会を付与する。

3 第1項の命令を受けた者は法第21条第1項又は法附則第3条第10項に基づき、報告書(様式第2号)により、報告することとする。

第8条 法第16条第2項の規定による命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

2 命令を行おうとする場合には、弁明の機会付与通知書(様式第7号)により弁明の機会を付与する。

3 第1項の指示を受けた者は法第17条第1項に基づき、報告書(様式第2号)により、報告することとする。

(協議)

第9条 法第20条第3項、法第16条第3項又は法附則第3条第9項の規定による協議は、協議書(様式第8号)の発行により求めるものとする。

(取り下げ)

第10条 届出者又は通知者は、法第19条第1項(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)

若しくは法附則第3条第2項(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の届出、又は法第20条第2項若しくは法附則第3条第8項の通知を取り下げるときは、取下届(様式第9号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 市長は、手続きの完了後、前項の取下届の副本並びに「取下げ」の表示をした届出書の副本を届出者に返還するものとする。

(取りやめ)

第 11 条 届出者又は通知者は、要綱第 4 条による副本の返却を受けた場合において、法第 19 条第 1 項（同条第 4 項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法附則第 3 条第 2 項（同条第 5 項において読み替えて適用する場合を含む。）の届出、又は法第 20 条第 2 項若しくは法附則第 3 条第 8 項の通知に係る行為を取りやめたときは、速やかに取りやめ届（様式第 10 号）の正本 1 通及び副本 1 通に届出書の副本を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、手続きの完了後、前項の取りやめ届の副本並びに「取りやめ」の表示をした届出書の副本を届出者に返還するものとする。

(届出等未提出者に対する指導)

第 12 条 市長は、必要に応じて確認申請書、計画通知書及び指定確認検査機関からの建築計画概要書等に基づき調査を行い、300 m²以上の建築物の計画で届出等の提出がない場合は、建築主又は国等の機関の長に対して督促状（様式第 11 号）を送付し、届出又は通知するよう指導する。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市建築物のエネルギーの使用の合理化等に関する法律に関する届出の事務取扱要領（平成 18 年 4 月 1 日制定）は廃止する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日までに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の届出がなされたものについては、従前のおりとして扱うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 4 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

指示書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記による届出に係る計画は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定により、計画の変更その他必要な措置を取るべきことを指示します。このことについて、下記の期限までに報告書（様式第2号）による報告を求めます。

記

1. 届出年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要

4. 指示の内容
5. 報告期限
6. 備考

7. 本指示書の法的根拠について

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第2項】

所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第3項】

所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

8. 指示に従わない場合の措置

本指示に従わなかったときは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、所管行政庁は次の権限を有しています。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置を取らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第3項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置を取らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

9. 不服の申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

以上

連絡先 担当部署名
電話
担当

様式第2号（要綱第5条第2項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項関係）

報告書

年 月 日

札幌市長 宛

報告者

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇号により報告を求められた下記建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して報告します。

記

1. 届出年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要
4. 報告の内容
5. 備考

指示書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記の計画は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、建築物のエネルギー消費性能の確保ために必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）法第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置を取るべきことを指示します。このことについて、下記の期限までに報告書（様式第2号）による報告を求めます。

記

1. 提出年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要
4. 指示の内容
5. 報告期限
6. 備考

7. 本指示書の法的根拠について

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 16 条第 1 項】

所管行政庁は、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者（同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者）に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置を取るべきことを指示することができる。

8. 指示に従わない場合の措置

本指示に従わなかったときは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、所管行政庁は次の権限を有しています。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 16 条第 2 項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

9. 不服の申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

以上

連絡先 担当部署名
電話
担当

命令書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記の建築物については、年 月 日付第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定により計画の変更その他必要な措置を取るべき旨の指示をしたところですが、正当な理由がなくその指示に係る措置を取っておりません。

つきましては、同法第19条第3項又は同法附則第3条第4項の規定により、その指示に係る措置を取るべきことを命じます。

また、措置を取った場合は速やかに報告をしてください。期限までに措置を取らなかった場合には、同法第69条又は同法附則第3条第13項に基づき罰金が科せられる場合がありますので、申し添えます。

記

1. 届出年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要

4. 指示事項
5. 報告期限
6. 備考

7. 本命令書の法的根拠について

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第4項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

8. 不服の申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

以上

連絡先 担当部署名
電話
担当

弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記の建築物については、年 月 日付第 号で 年 月 日付第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 19 条第 2 項又は法附則第 3 条第 3 項の規定により計画の変更その他必要な措置を取るべき旨の指示をしたところですが、報告期限を過ぎてもその指示に係る措置を取っておりません。

つきましては、同法第 19 条第 3 項又は同法附則第 3 条第 4 項規定により、その指示に係る措置を取るべきことを命じることになりますので、弁明の機会を付与します。

（行政手続法第 30 条及び札幌市行政手続条例第 28 条の規定による通知）

記

弁明の件名	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 3 項の規定又は同法附則第 3 条第 4 項規定による命令に関して
届出内容	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 1 項の規定又は同法附則第 3 条第 2 項の規定による届出
届出月日	
建築物の位置	
建築物の用途	
予定される不利益処分の内容	建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認められるため
不利益処分の根拠となる法令の条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 3 項 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第 3 条第 4 項 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 2 項の規定又は同法附則第 3 条第 3 項の規定による計画の変更その他必要な措置をとる

	べき旨の指示に対し、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったため。(指示書通知 年 月 日 第 号)
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

以上

連絡先 担当部署名
電話
担当

根拠法文

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 2 項】

所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 3 項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置を取らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第 3 条第 3 項】

所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第 3 条第 4 項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる

不服の申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

命令書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記の建築物については、 年 月 日付第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 16 条第 1 項の規定により計画の変更その他必要な措置を取るべき旨の指示をしたところですが、正当な理由がなくその指示に係る措置を取っておりません。

つきましては、同法第 16 条第 2 項の規定により、その指示に係る措置を取るべきことを命じます。

また、措置を取った場合は速やかに報告をしてください。期限までに措置を取らなかった場合には、同法第 69 条に基づき罰金が科せられる場合がありますので、申し添えます。

記

1. 届出年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要
4. 指示事項
5. 報告期限
6. 備考

7. 本命令書の法的根拠について

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

8. 不服の申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

以上

連絡先 担当部署名
電話
担当

弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記の建築物については、 年 月 日付第 号で 年 月 日付第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第1項の規定により計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の指示をしたところですが、報告期限を過ぎてもその指示に係る措置をとっておりません。

つきましては、同法第16条第2項の規定により、その指示に係る措置を取るべきことを命じることとなりますので、弁明の機会を付与します。

（行政手続法第30条及び札幌市行政手続条例第28条の規定による通知）

記

弁明の件名	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定による命令に関して
届出内容	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項若しくは第2項規定により提出される建築物エネルギー消費性能確保計画、又は法第15条第3項の規定により送付される建築物エネルギー消費性能確保計画の住宅部分
届出月日	
建築物の位置	
建築物の用途	
予定される不利益処分の内容	建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認められるため
不利益処分の根拠となる法令の条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項の規定による計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の指示に対し、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったため。（指示書通知 年 月 日 第 号）
弁明書の提出先	

弁明書の提出期限	
----------	--

以上
連絡先 担当部署名
電話
担当

根拠法文

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 16 条第 1 項】

所管行政庁は、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者（同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者）に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置を取るべきことを指示することができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 16 条第 2 項】

所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置を取らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

不服の申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

協議書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長

下記の通知に係る計画は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 20 条第 3 項、第 16 条第 3 項又は附則第 3 条第 9 項の規定により、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めます。

記

1. 通知年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要
4. 協議の内容
5. 報告期限
6. 備考

7. 本指示書の法的根拠について

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 20 条第 3 項】

所管行政庁は、前項の規定による通知があった場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 16 第 3 項】

所管行政庁は、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は前条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

以上

連絡先 担当部署名
電話
担当

取下届

年 月 日

札幌市長 様

届出者 住 所
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出又は第20条第2項若しくは法附則第3条第8項の規定による通知の申請を取り下げるので、札幌市建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出等に関する要綱第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 届出年月日
2. 建築場所
3. 建築物の概要

※ 受付欄	※ 備考

（注意）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

取りやめ届

年 月 日

札幌市長 様

届出者 住 所
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項（同条第 4 項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法附則第 3 条第 2 項（同条第 5 項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出又は第 20 条第 2 項若しくは法附則第 3 条第 8 項の規定による通知をした建築計画は、下記の理由により取りやめます。

記

1. 届出年月日 年 月 日
2. 受付番号
3. 建築場所
札幌市
4. 建築物の概要
5. 理由

※ 受付欄	※ 備考

（注意）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 本書を提出の際、届出の際の副本もあわせてご提出ください。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく

届出義務のお知らせ

第 号
年 月 日

〒

（建築主住所）

（建築主） 様

札幌市長 秋元 克広

下記の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく届出義務対象である可能性があるためお知らせいたします。

建築物省エネ法に基づく届出義務の周知のため 300 m²を超える建築物の確認申請をご提出されていて建築物省エネ法の届出がなされていない方へお知らせしております。「壁を有しないことその他の高い開放性を有する場合」の面積の算定方法や適用除外用途なども定められているため、このお知らせが届いても建築物省エネ法の届出対象外となる可能性もございます。

なお、このお知らせと行き違いで既に建築物省エネ法に基づく届出をご提出いただいております場合はご容赦ください。

記

1. 建築物の位置
2. 建物用途

連絡先：札幌市都市局建築指導部建築確認課
電話：011-211-2846
担当：設備確認担当係

根拠法文

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項】

建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 一 特定建築物以外の建築物の新築であってエネルギーの消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの
- 二 建築物の増築又は改築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの（特定建築行為に該当するものを除く。）

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第4項】

建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であって第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第75条】

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 二 第十九条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項各号に掲げる行為をした者

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第2項】

建築主は、前項の特定増改築（一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。）をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第5項】

建築主は、第二項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であって第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第14項】

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二項（第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定増改築をした者

以上